

令和8年1月6日

一宮市病院事業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市病院事業管理者
松浦昭雄

一宮市病院事業部管理規程第1号

一宮市病院事業職員就業規則の一部を改正する規程

一宮市病院事業職員就業規則(平成19年一宮市病院事業部管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第2節 勤務時間及び週休日 (勤務時間) 第16条 略 2 略 3 管理者は、 <u>職務の特殊性その他の理由により、前2項に規定する勤務時間を超えて勤務することを必要とする職員</u> の勤務時間について、別に定めることができる。	第2節 勤務時間及び週休日 (勤務時間) 第16条 略 2 略 3 管理者は、次に掲げる _____ 職員の勤務時間について、別に定めることができる。 (1) <u>職務の特殊性その他の理由により、前2項に規定する勤務時間(次号において「通常勤務時間」という。)</u> を超えて勤務することを必要とする職員 (2) 当該職員の勤務時間を通常勤務時間未満とすることが適当であると管理者が認める職員

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。